時価情報

時価情報 (第156期中 (2019年4月1日から2019年9月30日まで))

■有価証券関係

1.満期保有目的の債券

(単位: 百万円)

		2019年9月期(2019年9月30日現在)		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額
	国債	-	-	_
	地方債	-	-	-
時価が中間貸借対照 表計上額を超えるも	短期社債	-	-	-
次計工設を超えるも	社債	12,041	12,142	101
	その他	-	_	_
	小計	12,041	12,142	101
	国債	-	_	-
	地方債	-	-	-
時価が中間貸借対照 表計上額を超えない もの	短期社債	-	-	_
	社債	530	527	△2
	その他	-	-	-
	小計	530	527	△2
合計		12,571	12,669	98

2.その他有価証券

(単位:百万円)

2.その他有価証券					(単位:百万円)
			2019年9月期	期(2019年9月30日現在)	
			中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
	株式		1,870	1,251	618
	債券		76,118	74,251	1,866
		国債	20,055	18,772	1,282
中間貸借対照表計上		地方債	48,492	48,017	474
額が取得原価を超え るもの		短期社債	-	_	_
		社債	7,570	7,460	109
	その他		3,790	3,391	398
	小計		81,778	78,893	2,884
	株式		1,920	2,492	△572
	債券		11,414	11,420	△5
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの		国債	1,019	1,025	△5
		地方債	9,999	10,000	△0
		短期社債	_	_	_
		社債	394	394	△0
	その他		4,351	4,401	△49
	小	t	17,686	18,314	△627
合計		99,465	97,208	2,256	

⁽注)時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間会計期間においては、減損処理を行っておりません。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価のある有価証券の時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合には、「著しく下落した」ものと見做し、減損処理を実施いたします。

また、30%以上50%未満の下落に該当する場合には、回復可能性を合理的な根拠をもって判断し、減損処理することとしております。

この場合の合理的な根拠とは、個別銘柄毎に、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合して勘案するものとしております。

ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、回復する見込みはないものとし、評価差損の減損処理を行っております。

■金銭の信託関係

1.満期保有目的の金銭の信託

(2019年9月30日現在)

満期保有目的の金銭の信託は保有しておりません。

2.その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(2019年9月30日現在)

その他の金銭の信託は保有しておりません。

■その他有価証券評価差額金

2019年9月期中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額 金の内訳は、次のとおりであります。 (単位: 百万円)

		2019年9月期(2019年9月30日現在)
評価差額		2,256
	その他有価証券	2,256
	その他の金銭の信託	-
(△) 繰延税金負債		687
その他有価証券評価差額金		1,569

時価情報(第155期中 (2018年4月1日から2018年9月30日まで))

■有価証券関係

1.満期保有目的の債券

(単位:百万円)

				単位・日刀口/
		2018年9月期	(2018年9月30	日現在)
		中間貸借対照表計上額	時価	差額
	国債	_	_	_
	地方債	_	_	-
時価が中間貸借対照 表計上額を超えるも	短期社債	_	_	_
衣引工 銀を担えるもの	社債	9,347	9,368	21
	その他	_	_	
	小計	9,347	9,368	21
	国債	_	_	_
	地方債	_	_	_
時価が中間貸借対照 表計上額を超えない もの	短期社債	-	_	-
	社債	2,670	2,665	△4
	その他	_	_	_
	小計	2,670	2,665	△4
合計	合計		12,034	17

2.その他有価証券

(単位:百万円)

			\	単位:百万円)
		2018年9月期(2018年9月30日現在)		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式		2,166	1,251	915
債券		58,901	57,531	1,370
	国債	26,805	25,780	1,024
	地方債	26,033	25,783	250
	短期社債	_	-	_
	社債	6,062	5,967	95
その他		7,215	6,050	1,165
小計		68,284	64,833	3,451
株式		2,035	2,492	△457
債券		41,362	41,552	△189
	国債	3,643	3,695	△52
	地方債	34,212	34,343	△130
	短期社債	_	_	_
	社債	3,506	3,513	△6
その他		5,632	5,943	△311
小	it	49,030	49,988	△957
		117,315	114,821	2,493
	信ぎ その小語 株式	信券 国債 地方債 短期社債 社債 その他 小計 株式 債券 国債 地方債 を前人 は関 をの他 小計 な対 を対	株式 中間負債対限表計上額 株式 2,166 債券 58,901 国債 26,805 地方債 26,033 短期社債 - 社債 6,062 その他 7,215 小計 68,284 株式 2,035 債券 41,362 国債 3,643 地方債 34,212 短期社債 - 社債 3,506 その他 5,632 小計 49,030	株式 2,166 1,251 債券 58,901 57,531 国債 26,805 25,780 地方債 26,033 25,783 短期社債

⁽注) 時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間会計期間における減損処理額はありません。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価のある有価証券の時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合には、「著しく下落した」ものと見做し、減損処理を実施いたします。

また、30%以上50%未満の下落に該当する場合には、回復可能性を合理的な根拠をもって判断し、減損処理することとしております。

この場合の合理的な根拠とは、個別銘柄毎に、株式の取得時点、期末 日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・ 最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下 落の内的・外的要因を総合して勘案するものとしております。

ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、回復する見込みはないものとし、評価差損の減損処理を行っております。

■金銭の信託関係

1.満期保有目的の金銭の信託

(2018年9月30日現在)

満期保有目的の金銭の信託は保有しておりません。

2.その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(2018年9月30日現在)

その他の金銭の信託は保有しておりません。

■その他有価証券評価差額金

2018年9月期中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額 金の内訳は、次のとおりであります。 (単位: 百万円)

		2018年9月期(2018年9月30日現在)
評価差額		2,493
	その他有価証券	2,493
	その他の金銭の信託	-
(△) 繰延税金負債		759
その他有価証券評価差額金		1,734